

「南京」の二の舞は許されない

世界記憶遺産

「慰安婦」共同申請資料の欺瞞

明星大学特別教授・たかはし・しろう

高橋 史朗



国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）で昨年、中国が申請していた「南京大虐殺」に関する資料が世界記憶遺産に登録された。それに続くかのような動きが今世界で始まっている。旧日本軍の慰安婦に関する関連資料2700件について韓国や中国、オランダなど8カ国の民間団体14団体で構成する「国際連帯委員会」が英国王立帝国戦争博物館とともに世界記憶遺産登録に向けて共同申請した、と明らかにしたのである。

再び蠢く「女性国際戦犯法廷」の面々

国際連帯委員会とはどのような組織か。委員会の出発点は韓国だ。女性家族省傘下の財団法人・女性人権振興院が慰安婦被害者を支援する記念事業団を発足させた。中国などの慰安婦被害当事国と連携し、旧日本軍の慰安婦に関する世界記憶遺産への共同登録を目指す作業ははじめ韓国政府の主導で始まり、のちに民間主導ですすめられることになった。

そして一昨年末、日本と中国、オ

ランダの民間団体が加わった共同登録とする合意が口頭で確認された。水面下で日本の研究者と民間運動団体も共同申請に参加する計画が静かに進行していたのである。

何故、日中蘭なのか。その背景には、慰安婦問題についての日中の研究者（弁護士や民間運動団体を含む）の緊密な共同研究や「女性国際戦犯法廷」等の積み上げがあったことを見落としてはならない。

「女性国際戦犯法廷」は「日本軍性奴隷制を裁く2000年女性国際戦

「犯法廷」というのが正式名称で「戦争と女性への暴力」日本ネットワークを中心とする運動団体が中核（韓国挺身隊問題対策協議会）の尹貞玉が共同代表）となつて2000年に東京で開催され、翌年にオランダで「最終判決」が発表された「市民が裁いた民衆法廷」である。

この法廷の中国代表団团长が上海師範大学の蘇智良教授で、この法廷を通して日中蘭が連携していた。これが今回の共同登録の合意につながったといえる。

ちなみに、「女性国際戦犯法廷」は「第二次大戦中に旧日本軍が行った強姦、性奴隷制、人身売買、拷

高橋史朗氏 昭和25（1950）年、

兵庫県生まれ。早稲田大学大学院修了。臨時教育審議会専門委員、埼玉県教育委員会委員長など歴任。男女共同参画会議議員、親学推進協会会長などを務める。『日本を解体する』戦争プロパガンダの現在、『日本が二度と立ち上がらないようにアメリカが占領期に行ったこと』など著書多数

問、その他性暴力等の戦争犯罪」について、「裕仁（昭和天皇）は有罪、日本政府には国家責任がある」と判断したが、弁護人すら存在しない「法廷」とは名ばかりのものだ。

昨年4月には韓国内の6団体が韓国委員会を結成し、日中蘭に韓国と台湾が加わって、5月に日中韓台蘭による「国際連帯委員会」が発足したのである。6月には「旧日本軍慰安婦国際学術会議」が中国で開催された。日本の学者も参加し、同月からフィリピン、インドネシア、東ティモールが合流。12月中旬、「第2回国際連帯委員会」が開かれた。

国際連帯委員会の韓国代表には「挺身隊問題対策協議会」の代表が就いた。日本大使館前でデモを定期的に言い、慰安婦像の設置運動などを展開しているあの団体だ。

一方、日本委員会の代表には、「女性国際戦犯法廷」を主導したジャーナリストの故松井やよりの政治活動を継承するために2005年に設立

された政治団体「女たちの戦争と平和資料館」の渡辺美奈事務局長が就いている。つまり今回の共同登録は15年前の「女性国際戦犯法廷」の再現と捉える必要がある。

連帯委員会と「旧日本軍慰安婦国際学術会議」を主導しているのは中国代表の上海師範大学の蘇教授とみられている。中国政府は蘇教授らの中国人慰安婦研究を国家重大科学プロジェクトに指定して、80万元（約1320万円）の助成をしている。

蘇教授は昨年、アラブ首長国連邦の首都・アブダビで「南京虐殺」史料を世界記憶遺産に登録することを決めた国際諮問委員会の席にも中国政府からオブザーバーとして派遣されている。

申請資料が示す慰安婦の自由な生活

今回登録申請された資料の全容は不明であるが、既に公開されているビルマの日本軍慰安所管理人の日記や吉見義明中央大学教授所蔵の「渡

辺進軍医大尉日記」、中国吉林省档案館所蔵の電報文書等が含まれていることが判明している。同管理人の日記には次のような記述があり、慰安婦には外出の自由があったことがわかる。

《昭和18年8月13日 鉄道部隊で映画の上映があつて慰安婦たちが観てきた。

○昭和19年4月19日 今日公休日
で慰安婦たちも全員外出する》
また、自由に廃業でき、故国に自由
に帰国できた慰安婦も多数いたこ
ともわかる。

《昭和19年2月1日 今日出発
する帰国慰安婦5名を送別した。

○3月3日 慰安婦の：2名が廃
業した。

○3月14日 西原君（慰安所経営
者、朝鮮人）が慰安婦の：2名を
連れて特別市庁の旅行証明係に行
き、（慰安婦の）帰国旅行証明手
続きを提出した。

○3月31日 慰安婦：を連れて特

別市庁保安課の旅行証明係に行
き、内地帰還旅行証明願を提出さ
せた。

○4月6日 共栄倶楽部の○子を
送別して帰つてきた。

○4月12日 特別支部に行き、：
の二名に対する内地帰還旅行証明
書を受け取つてきた。

○6月14日 朝食後、横浜正金銀
行に行つて、帰郷した：の送金を
した。

○7月9日 ：が今般帰郷のため
廃業するといひ、主人の西原様は
承諾したので、今日廃業届を出し
た。

○7月11日 ：の二名に対する廃
業関係で、保安課営業係に行つて
手続き書類を提出した。

○8月31日 今年4月初めに帰郷
した共栄倶楽部の稼業婦：から無
事帰還したという葉書が届いた》
このように昭和19年2月から8月
にかけて、シンガポールの慰安所で
は、十名以上の慰安婦が次々に廃業

し、帰国している。「廃業の自由」
を日本軍は認めており、借金を返済
して帰郷した慰安婦も少なからずい
たことがわかる。

この事実は慰安婦が「性奴隷」を
強制されたものではないことを明確
に物語っている。「奴隷」とは、自
らの自由意思に反して身体的拘束を
受け、他人の使役に服することを生
涯強制される者のことであり、前借
金を完済すれば、自由に廃業できた
慰安婦を「性奴隷」を強制されたと
は言えないのではないか。

中心人物、蘇教授の研究の正体

吉見教授所蔵の「渡辺進軍医大尉
日記」（以下渡辺日記）は1937
年9月27日から翌年3月14日までの
日記で、上海戦と南京攻略戦を中心
とする作戦への従軍日記である。

渡辺大尉は、上海派遣軍軍医部
（軍医部長は笹井秀如少将）に所属
し、季刊『戦争責任研究』第27号
（2000年春季号）の吉見論文

「南京・上海の慰安所と上海派遣軍軍医部―『渡辺進軍医大尉日記』から」によれば、吉見氏は古書店にあった渡辺日記の第二巻のみを所蔵しているという。

今回世界記憶遺産として渡辺日記が登録申請されたが、吉見教授は、日本の侵略戦争と戦争犯罪の実態を解明し、それらの戦争責任問題について研究する専門家と市民運動家などによって設立された「日本の戦争責任資料センター」の共同代表（文筆家の川田文子、弁護士藍谷邦雄等）で、機関誌「季刊・戦争責任研究」に多くの論文を寄稿している。

同センターと上海師範大学中国慰安婦問題研究センター並びに南京師範大学侵華日軍南京大屠殺研究センターで「慰安婦」共同研究が進められており、上海師範大学中国慰安婦研究センターの研究成果は、蘇教授が自費で出版した『慰安婦研究』（上海書店出版社、1999年）に

まとめられている。

今回の共同申請の中心人物、蘇教授の中国人慰安婦研究のベースになっているのが彼の著書『慰安婦研究』であるが、蘇教授はもともと上海の秘密結社の研究の専門家で、1991年に東京大学を訪問するまでは、中国人慰安婦問題には門外漢であった。

東大を訪問した際に、蘇教授は韓国の元慰安婦による日本政府に謝罪と賠償を求めるデモを目撃した。その時、ある日本人教授に「初の慰安所は上海に設置されたそうですね。あの韓国人女性たちも中国で慰安婦になったのですよね」と質問されたことが契機になって、中国人慰安婦研究に取り組む決意を固めたという。

彼は防衛研究所などの東京の図書館を巡り、中国人慰安婦に関する第一次史料を調査し、上海の「楊家宅慰安所」に関する写真と資料を発見

し、この写真が中国人慰安婦研究の第一歩となったのである。驚くべきことに、何とこの写真が中国のオリジナルの写真として世界記憶遺産として登録申請されたのである。

『慰安婦研究』によれば、彼は上海の慰安所に関する聞き取り調査を行っているが、その証言者は慰安所で雑用係として働いた中国人男性や近隣の住人等で、元慰安婦は含まれていない。この聞き取り調査以外すべて既刊の研究書からの引用にすぎない。

「あとがき」には、「資料の上で極めて大きな援助を与えてくれた外国友人」として、多くの日本人研究者が列挙され、「引用資料一覧」には夥しい日本語の参考文献が掲載されており、日本発の研究であることを如実に物語っている。その中には、「従軍慰安婦」という用語を発案した元毎日新聞記者の千田夏光、吉見義明、「女たちの戦争と平和館」館

長の西野留美子、作家の川田文子、

慰安婦の対日補償請求運動を積極的に推進した弁護士の高木健一、吉田清治や千田夏光の著作を引用して慰安婦問題を中心に執筆したノンフィクション作家の山田盟子等の著書が含まれている。

ちなみに、蘇教授は慰安婦41万人、中国人慰安婦20万人以上、朝鮮人慰安婦14万人から16万人説を唱えているが、朝鮮人慰安婦をどのように算出した根拠の一つは、「戦時死亡の朝鮮人慰安婦は14・3万人に達した」と明記した金一勉「荒船暴言」(『現代之目』1972年第4号)にある。

「荒船発言」とは、衆議院の副議長を務めた荒船清十郎元運輸相が1965年11月20日、自らの選挙区である埼玉県秩父市で開かれた軍恩連盟招待会での次のような発言を指す。

「朝鮮の慰安婦が14万2千人死んでいる。日本の軍人がやり殺してしま

ったのだ」

当時、日本と韓国政府は日韓基本条約の締結を進めていた。しかし、韓国政府が交渉において慰安婦の話を持ち出したことなど全くない。

「14万2千人」もの慰安婦が日本軍に殺されたといった史実はそもそも存在せず、「荒船発言」自体が数字も含めてすべてでたらめな話だ。

この「荒船発言」に立脚する蘇教授の中国人慰安婦研究史料が世界記憶遺産として前回追加申請されたのである。今回の共同申請の中国側申請史料にもこの資料が多く含まれていると思われる。

さらに国連人権委員会マイノリティ差別防止・保健小委員会特別報告者、ゲイ・マクドゥーガルの報告「奴隸制の現代的形態―軍事衝突の間における組織的強姦、性的奴隸制、及び奴隸制的慣行」の付録「第二次大戦中の慰安所に対する日本政府の法的責任についての分析」にも

「14万2千人もの慰安婦」の話が盛り込まれ、その根拠として「荒船発言」が持ち出されている。

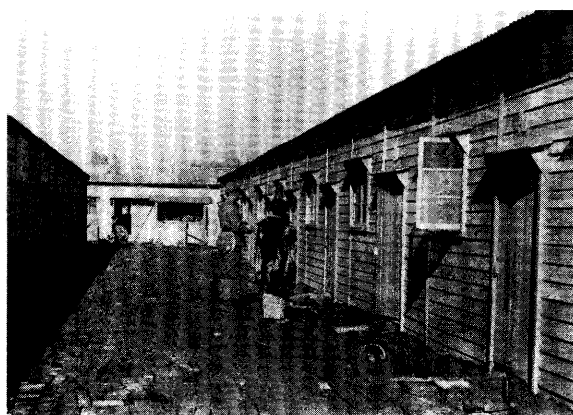
公文書として不適格な申請資料

そもそも世界記憶遺産事業は史実を認定するものではない。「世界の記憶」として登録して保護・保存し、アクセスを可能とすることを一般指針に求めている。世界記憶遺産事業の目的は、①最も適切な技術により世界の史料遺産の保存を促進②史料遺産の普遍的利用を促進③史料遺産の存在と重要性について、世界の認識を促進すること、の三点である。

登録の是非を決定する国際諮問委員会やその下部機関である登録小委員会のメンバーは歴史の専門家ではなく、アーキビスト(公文書管理の専門家)であるから、公文書としての適格性という視点から登録申請された資料の問題点を明らかにするこ

とが重要である。

まず一昨年中国が申請し、登録のは非を決定する国際諮問委員会の下部機関である登録小委員会において資料に不備があるとして登録が見送られたために追加申請された資料の問題点をこの視点から明らかにする



写真①天児都・麻生徹男『慰安婦と医療の係わりについて』（梓書院）147頁にある「楊家宅慰安所」。中国の申請資料には著作権上の問題がある。

ことから始める必要がある。今回の申請史料の中核は前回の追加史料が中心になっていると思われるからである。

第一の問題点は、一般指針は「法の支配」すなわち、著作権法や著作人人格権は、尊厳と透明性を持つて一貫して守られる（2・5・

4）と明記しているにもかかわらず、所有者が許可していない写真を無断で申請し、著作権を持つていると虚偽の申請を行っていることである。

中国が「写真の現物と著作権は、中国にある」と主張している上海の「楊家宅慰安所」の写真（①参照）は、福岡市在住の産婦人科医、天児都さんの父・麻生徹男氏が同慰安所で軍医として勤務していた折に撮影したものであり、著作権と写真フィルムともに天児さんのものだ。

第二の問題点は、一般指針

（4・4・3）には「アクセス可能とすることを要求する」という規定があるにもかかわらず、中国は資料へのアクセスを認めておらず、昨年10月に世界記憶遺産に登録された「南京虐殺」史料も目録しか公開されておらず、誰もアクセスできないのが現状である。

歴史的事実やその評価については諸説があり、客観的検証が必要不可欠である。資料公開並びに客観的検証を拒否する中国の一方的な主張に基づいて世界記憶遺産に再び「慰安婦」史料が登録されるようなことになれば、ユネスコの国際的な信頼と権威を著しく損ねることになる。

第三の問題点は、指針登録の選考基準として明記されている「資料の来歴は確実に分かっているか否か」「複製品や模造品、偽造品などが本物と誤解される可能性があるか否か」などの規定に合致しない、撮影者、撮影日時、撮影場所が不明な写

真が含まれていることである。申請者は申請した資料の来歴について、具体的な証拠を明示しなければならぬ。

第四の問題点は、慰安婦に関連のない写真や史料が混在していることである。中国の吉林省档案馆所蔵の電報は、日本軍の士気を高めるために歌や踊りを披露する目的で戦地に公演して回った歌手や芸人等の慰問団の女性（多くの証拠写真が残されている）の「慰問婦」に関するもので、「慰安婦」とは全く異なる。

この1945年3月30日の「満州中央銀行・鞍山支店の電報」には、同銀行の支店長が本店資金部に對し、「徐州淮海省の連絡部（7990部隊）が、鞍山經理司令部に「慰問婦」仕入れ資金として、「25万2千円送金した」と報告したと書かれている（写真②）。「受取人は米井ツル」と書かれ、中国の軍閥と日本の民間業者とのお金のやり取りを記し

たもので「慰安婦」の「強制連行」や「性奴隷」を立証するものではない。

また、中国が「慰安婦を輸送する船」（写真③参照）と堂々と説明している写真には船体に「慰」の文字が掲げられている。しかし、船を背景にして立つ9人の真ん中には芸人と思われる人が立っていて後列には日本の有名な歌手である東海林太郎らしき人物が映っている。

ちなみに、馬場マコト『従軍歌謡慰問団』（白水社）によれば、朝日新聞と吉本興業による慰問団の成功を受けて、陸軍は皇軍慰問団を1938年より開始した。まず北支に石井みどり舞踊団一行8名を派遣した。中国戦線の戦況の深刻化に伴い、新聞各社は慰問団を主催し戦場と銃後をつなぎ、売り上げ増を図ろうとした。

このような時代状況の中で、東京日日新聞主催、陸軍省後援の「在満

皇軍勇士芸術慰問団」が企画され、東海林を団長とし、漫才、浪曲、曲芸師を加えて中国の奥深くへと進み、ロシアと満州の国境の町の夜が更けて向かいのロシアの街のきらびやかな灯りが黒竜江に映るころ、東海林は「国境の町」を歌い、それを聴いた兵士たちは「思わずおっと声を上げた」という。同書には、その時の様子が次のように記述されている。

「それはすぐにすすり泣きに変わった。あちらこちらから鳴咽が聞こえた。太郎は歌いつづけることができなかった。なんどもなんども歌をやめ、涙をこらえた。そしてまた歌った。しかしまた声はつまった。涙をふいた。この町で生まれた歌を歌いつづけること。それがお国から賜った、自分の使命なのだと思った。絶唱した。また声がつまった。そしてやっと歌い終わった。太郎はしばらく黙って兵士たちの前に立った。

深々と頭をさげると言った。

『皆さまお国のためにご苦勞様です。慰問に伺いましたのに泣かせてしまつて、慰問にならずあいすいません』

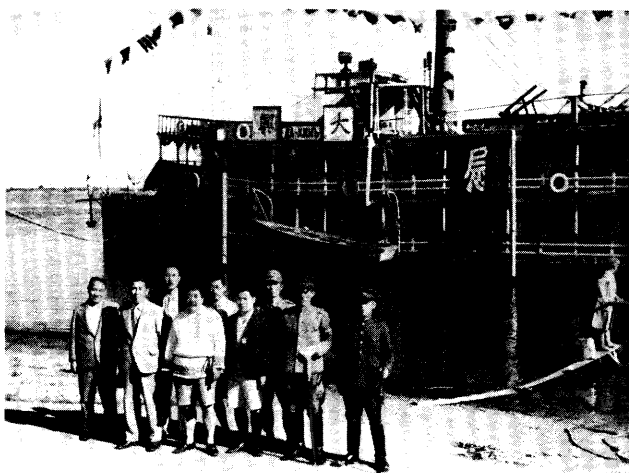
さらに、慰問団が公演した講堂と思われる写真(④参照)を「黒竜江省に存在した慰安所」と説明しているが、「慰安婦を輸送した船」と同様、撮影者、撮影日時、撮影場所が

写真②満州中央銀行が本店に出した電報の文面。「慰問婦」仕入れ資金に関するもので慰安婦についてのものではない。



不明で「資料の来歴」についての具体的証拠が明示されていない。

第五の問題点は、「慰問」をそれとは全く別の「慰安婦」と結びつけて「慰安婦を輸送した船」としたり「慰」の字だけがトリミングされて



写真③慰問団が輸送船をバックに撮影した写真。「慰」の文字だけがトリミングされ「慰安婦を輸送した船」に仕立てあげられている。

いる写真を見れば明らかのように、中国が登録申請した資料の中には、資料のごく一部のみを抜き出したものがあり、資料全体の中で位置付け、評価ができないために、資料の内容の真正性について審議し判断することができないことである。

中国が前回申請した史料は目録と断片的な史料しか公開されていないため、資料の全体像の中で真正性を判断することができないのである。

中国の慰安婦資料のデタラメ

一昨年、中国がユネスコの世界記憶遺産として不備を指摘されたために追加申

請した慰安婦史料には、上海師範大学中国慰安婦研究センター所蔵の「慰安婦の口述記録」、中国共産党が調査した戦犯日本兵千人の供述書、吉林省檔案館所蔵の「日本軍の慰安婦記録」、河北省秦皇島市檔案館所蔵の「慰安婦の状況に関する資料」などが含まれている。これらの追加申請資料が、今回の共同申請の中国側資料の中核となると思われるので、資料検証を行い、問題点を明らかにしておきたい。

まず第一に、慰安婦の証言だけでは歴史的事実は証明できないということである。蘇教授らの聞き取り調査は証言を裏付ける他の証拠の検討がほとんど行われておらず、史料批判が不十分で、客観的検証が必要である。

第二に、元日本兵の代表的な供述として、佐々真之助中将と広瀬三郎中佐の供述書が申請されているが、『別冊正論』26号所収の田辺敏雄論

文「中国に洗脳された中帰連の宣伝者と協力者——日本軍「残虐行為」はどう創作されたか」で詳述されているように、強要された供述書に信憑性がないのは国際的な常識である。彼らはどのような状況で尋問され、法的保護を受けていたのか、裁判にかけられたとすれば、その議事録があるはずであるが、それも公開されていない。

第三に、憲兵の「日本軍犯罪月報」（1943年）には、日本軍將兵が「慰安所に於いて酩酊の上、慰安婦に暴行し、器物を破壊」とあるが、その説明の下に「非違通報」（違法行為を通報すること）と書かれており、その將兵が憲兵によって取り締まられていたことを示している。すなわち、この資料は慰安婦が法的に保護され、「性奴隷」ではなかったことを立証している点にも注目する必要がある。勿論、暴行は犯罪であるから当然、厳しく取り締ま

らなければならぬし、取り締まられていたということである。

第四に、日本軍北安地方検閲部が作った「郵政検閲月報」にある日本兵が家族に宛てた手紙について、中国は「日本軍が女性を性奴隷にした犯罪を告白している」と説明しているが、手紙を丹念に読んでみると、「女は簡単に自分の荷物をまとめて移動していった」「恋人を追って行く女性も限りなくある」と書かれており、慰安婦には移動の自由があり、「強制連行」や「性奴隷」ではなかったことを示している。

鍵を握るユネスコの制度改革

ユネスコはバリの本部で開催した執行委員会が4月14日、世界記憶遺産の運用指針となるガイドラインの改定に関する決議をした。「南京虐殺」の登録は「中国のユネスコ政治利用」だとして、記憶遺産の運用の見直しを日本政府は強く求め、昨年

11月、馳浩文部科学大臣がパリでユネスコのボコバ事務局長と会談し、制度改革を要請していた。

昨年10月、国際諮問委員会は「記憶遺産保護のための一般指針」及び「登録の手引」の包括的な見直しを行う



写真④中国は「黒竜江省に存在した慰安所」としているが実際には慰問のために設けられた舞台で慰安所とは無関係だ。

ことを決定し、3月25日、レイエス議長主導のレビュー・グループが結成され、15項目の見直しを行うことをユネスコのホームページで公表した。この中で特に注目されるのは、次の5項目である。

《③史料遺産の登録名と、それに含まれるデジタル史料遺産の定義と基準の妥当性と実践性

⑦国際諮問委員会とその下部小委員会の手続き・決定・勧告の透明性の導入

⑪申請書の文言の客観性、内容の適切性、申請意図の中立性に関する基準の設定

⑫潜在的議論のある申請と登録に関する機微な案件の取扱い

⑬機密性、申請者との関係、利益抗争、陳情活動、誘導に関する倫理的議定書》

つまり、登録基準の妥当性、国際諮問委員会による手続き・決定・勧告の透明性向上、申請書の文言の客

観性、申請意図の中立性に関する規範設定、論争を呼びうる申請や登録に関連する機微な案件の取扱いの見直しが今後どのように行われるかに、今回の慰安婦共同申請の登録の是非の決定は左右されるといっても決して過言ではない。

来年1月に「世界の記憶」サミットがアブダビで開催され、登録小委員会と国際諮問委員会執行部の会合を同時に開催して、改定案が確認される。最終案をユネスコ執行委員会に提出するのは2月とみられ、4月に正式決定すれば、世界記憶遺産登録の次回審査から適用される。今回の「慰安婦」共同申請の審査にこの制度改革が適用されなければ、登録阻止は極めて難しい。制度改革に全力で取り組み、公文書としての適格性の観点から登録申請された資料の問題点を訴えていくことが重要である。